

【別紙】

◎ 特例の内容と適用要件

東日本大震災により被災した家屋の代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例の内容と適用にあたっての要件は次のとおりです。

1. 特例対象者

- (1) 被災家屋の所有者（被災資産が共有物の場合は、その持分を有する者）
- (2) 被災家屋の所有者に相続が生じたときの相続人等
- (3) 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等
- (4) 被災家屋の所有者と同居している3親等内の親族

2. 被災家屋要件

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋であること。

3. 特例対象家屋要件

被災家屋の代わりとして取得した家屋で、代替家屋であると市長がみとめるもの。

4. 取得期間

平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得された家屋

5. 特例の内容

代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額します。

※他の減額特例（新築住宅特例等）の適用がある場合は適用後の税額に適用

◎ 添付書類

1. 被災家屋が東日本大震災により、滅失し、又は損壊した旨を証する書類

（例：り災証明書等）

2. 被災家屋の平成23年度固定資産税の状況等を確認できる書類

（例：平成23年度固定資産評価証明書等）

3. 代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人又は被災家屋の所有者と同居する3親等の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人であることを証する書類

- (1) 相続人の確認書類（戸籍謄本）
- (2) 被災資産の所有者と同居する3親等内の親族の確認書類（戸籍謄本及び住民票）
- (3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の確認書類
（法人登記簿謄本）

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。